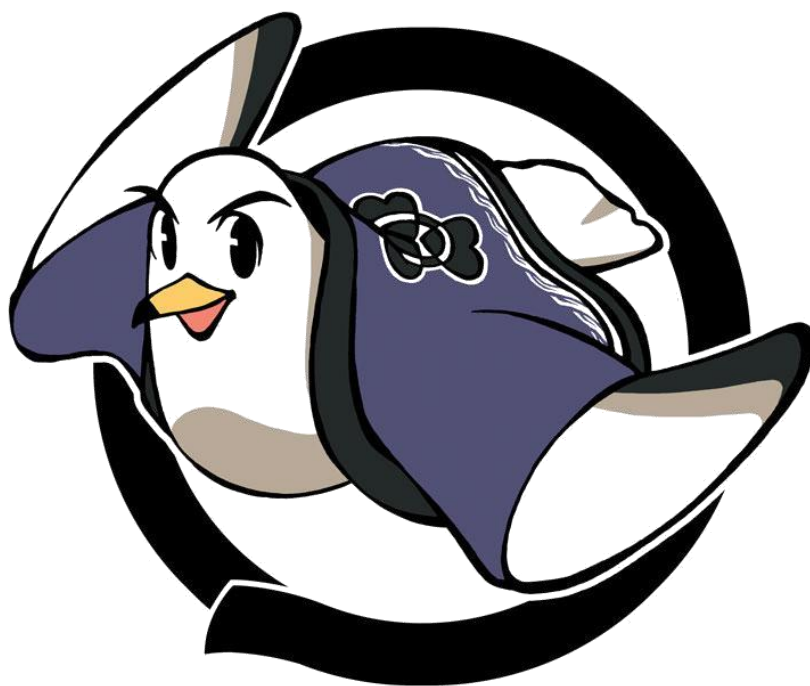


生徒ハンドブック

令和6年度(2024年度)



令和6年度(2024年度)入学生用

目 次

○ カリキュラム・ガイダンス編

I	一日の生活	2
II	単位の履修と修得	3
III	定期考査	5
IV	科目選択	5
V	系列	5
VI	卒業	6
VII	教室・掲示板	7
VIII	表彰	8
IX	諸届け	9
X	学校外の学修	10

○ スクールライフ・ガイダンス編

I	一人一人のチャレンジを実現するために	14
II	ホームルーム活動について	19
III	生徒会活動について	20
IV	部活動	26
V	保健室について	28
VI	相談できる専門家について	29
VII	図書館利用案内	30
VIII	給食について	32

○ キャリア・ガイダンス編

I	キャリア・ガイダンス活動	34
II	大江戸高校の進路学習・進路指導	35

○ 校舎平面図

		37
--	--	----

○ はじめに

この「生徒ハンドブック」には、これから学校生活を送っていく上で必要なことや参考となることが記されています。

生徒の皆さん、ページ数が多く、難しい内容もありますが、ぜひ最後まで読んでください。そして、活用してください。

また、保護者の皆様におかれましても、ぜひ御一読ください。

スクールライフ・ガイダンス編

I 一人一人のチャレンジを実現するために

大江戸高校は一人一人のチャレンジを実現するところです。そのために各自が主体的に活動することが大切です。しかし、「勝手気まま」なことをしていたら、他の活動の妨げとなります。集団生活を見捨てた「勝手気まま」な振る舞いはせず、生徒心得（ルール）とマナーを守り、充実した学校生活を送りましょう。

1 生徒心得

(1) 学校生活全般について

- (ア) 特別に許可のない限り、**8：00**以降に登校し、**21：20**までに下校すること。1・2部の生徒で3部に授業が無い場合は、**17：45**までに下校すること。一斉登校の日の下校は全員**17：00**とし、活動延長を許可された団体に限り、**18：30**下校とする。
- (イ) 登校後は1日の授業が全て終わるまで、無断で外出はできない。ただし、他部履修をしている生徒においては、その授業以外の時間での外出を認める。
- (ウ) 授業を大切にし、遅刻、欠席、早退をしないようにすること。
- (エ) 学校行事、ホームルーム活動、生徒会活動、部活動には積極的に参加すること。
- (オ) 委員会活動や清掃など割り当てられた各自の分担は責任を持って行うこと。優先順位は委員会活動→ホームルーム活動→部活動の順とする。
- (カ) 授業時間中は、指定された場所以外は立ち入らないこと。
- (キ) 教職員や先輩・友人同士へのあいさつはもとより、地域の方々や外来者に対してもあいさつを大切にすること。

(2) 授業を受けるにあたって

- (ア) 授業中は静かにし、私語をしたり、騒いだりしないこと。
- (イ) 授業中は勝手に立ち歩かないこと。
- (ウ) 決められた席に座ること。
- (エ) 授業中は特に指示が無い限り携帯機器類を出さないこと。
電源を切るかマナーモードにして鞆等にしまっておくこと。
- (オ) 授業に関係のない物は鞆の中にしまっておくこと。
- (カ) ガムなどを口に入れて授業を受けたり、飲食物を机上に出して授業を受けたりしないこと。
- (キ) 手袋、帽子、マフラー、コート類などを身に付けたままで授業を受けないこと。
- (ク) 授業の妨害をしないこと。

(3) 学校施設・設備の使用について

- (ア) 校舎や教室はきれいに使用し汚さないこと。
- (イ) 学校の施設・設備を破損したときには、直ちに担当教員を通じて生活指導部に申し出ること。故意もしくは意図的であった場合は弁償とする。
- (ウ) 指定された場所以外は靴を履き替えなくてもよいが、土や泥および靴による傷などで汚さないこと。
- (エ) 飲食は、指定された場所で行うこと。
- (オ) ゴミは分別してゴミ箱に捨てること。
- (カ) 日々の清掃、美化デーの清掃活動を通して、校内美化に努めること。
- (キ) その他校舎、教室の使用については、使用規定に従うこと。

(4) 所持品について

- (ア) 生徒は身分証明書を常に携帯すること。また、紛失した場合は速やかに申し出ること。
- (イ) 学校で学習に不必要な物は持ち込まないこと。特に、貴重品の管理には十分注意すること。
- (ウ) 盗難の被害にあったり、物品を紛失・拾得したりした時には直ちに生活指導部へ届け出ること。

(5) 登下校について

- (ア) 自転車通学を希望する者は、毎年所定の手続きにより許可を得ること。
- (イ) 自転車は、所定の駐輪場に駐輪すること。
- (ウ) 登下校時は、安全に注意し、法令およびマナーを守ること。
- (エ) 成人に達した生徒でも、バイク・自動車での通学はしないこと。

(6) 制服について

- (ア) 登下校時および校内では学校指定の制服を着用すること。
- (イ) 学校指定の制服とは以下のものをいう。

ブレザー、スカート又はスラックス、リボン又はネクタイ、
白 Y シャツ（市販のもので良い）、指定セーター、指定ベスト

- (ウ) 指定セーター・指定ベストでの登下校を認める。ただし、冬服期間においてはブレザーを着用すること。
- (エ) ブレザーの下は指定ベスト・指定セーターのみ着用する。指定ベスト・指定セーターであれば、ブレザーを着用せず、校内で過ごすことができる。
- (オ) スカートは購入時の長さを保つこと。（膝にかかる長さであること）
ズボンは、裾をまくったり、ウエスト位置を下げたりしてはかないこと。スカートを切る等、制服を改造することは厳禁とする。制服を改造した場合には再度購入してもらう。
- (カ) 靴下は、黒・紺・灰・白の無地のクルーソックスまたは、ハイソックスとする。
タイツは黒の無地とする。（ウォーマーや他色の靴下の重ね履きは不可）

- (キ) 夏服の着用期間は6月1日～9月30日とするが、前後に移行期間を設けることがある。（その都度連絡する）
- (ク) 夏服時は白・黒・紺のポロシャツ（市販の物で良い。ワンポイント可）の着用を認める。
- (ケ) 冬服期間のオーバーコートは、必ず制服のブレザーの上から着用する。
色は、黒・紺・グレーに限り、無地に近い物であること。丈は、ブレザー丈より長い物で、形は、ファーが付いているもの、ボアのものなど華美でないものとする。

(7) 頭髪・装飾品・化粧について

- (ア) 頭髪については、染色・脱色・パーマなど手を加えないこと。
過度な刈り上げ・剃りこみ等は禁止とする。
- (イ) 装飾品（ピアス・ピアスふさぎ・ネックレス・指輪・ブレスレット等）は
つけないこと。また髪の毛への装飾品は、華美なものはつけないこと。
- (ウ) 化粧・マニキュアはしないこと。
- (エ) カラーコンタクト・ディファインのコンタクトはしないこと。
- (オ) たび重なる注意をしても改善しないときは特別指導になる場合もある。
- (カ) やむを得ずウィッグを着用する理由がある場合は申し出て許可を得ること。

(8) SNSの指導について

- (ア) 学校、クラス、個人が特定できる内容を載せないこと。

(9) 特別指導について

- (ア) 法令に触れる行為は、学校の内外を問わず絶対にしてはならない。
（例） 暴力、いじめ、飲酒、喫煙、危険物所持、窃盗、万引き、恐喝、
薬物乱用 など
これらの行為をした場合には、特別指導等を受けることになる。また、行為に
加担・同席した者も同様である。
- (イ) 更に次に掲げる項目も同様である。
 - ・いやがらせ（他者が嫌がる行為）
 - ・威圧行為
 - ・授業妨害、指導無視
 - ・バイク・自動車通学（成人者も禁止）、バイク・自動車の制服着用時の運転、
保護者以外の運転による制服着用時の同乗
 - ・テスト等での不正行為
 - ・成人者の校内、登下校時の飲酒・喫煙
 - ・公共物の破損
 - ・喫煙具所持（ライターを含む）、酒類所持
 - ・SNS（書き込み・写真・動画）を通じて他者（学校・クラス・個人）を
誹謗中傷・汚名行為・不適切な使い方、さらにいじめにつながる書き込み
等をする行為。
 - ・その他、他人や社会の迷惑となるような行為

(10) その他

- (ア) 必要があれば、生徒心得を追加する。

2 自転車通学及び駐輪場の使い方について

自宅から学校まで自転車での通学を希望する人は、以下の通学規定及び自転車本体の規定に従って、事前に自転車通学許可を申請し、駐輪場使用の許可の発行手続きをとる必要があります。

(1) 自転車通学に関する規定※令和 6 年度から

- ① 交通規則を守り、安全運転を常に心掛ける。
- ② 防犯登録を済ませている。
- ③ 二人乗りや信号無視、スマートフォンを操作しながらの運転、音楽を聴きながらの運転、傘をさしながらの運転など、道路交通法に違反する危険な走行はしないことを理解し、実行できる。
- ④ 自転車保険に加入している。
- ⑤ ヘルメットを用意し着用できる。
- ⑥ 東陽町駅、住吉駅、錦糸町駅に自転車を常駐させての自転車通学はできないことを理解している。
- ⑦ 学校から半径 1.5km 以内の範囲に在住している者は、自転車通学を許可されない場合があることを理解している。
- ⑧ 通学許可のない自転車通学、近隣への無断駐輪等が発覚した場合は指導の対象となることを理解している。
- ⑨ 上記及びその他自転車通学に関して、教員の指示に従うことができる。

(2) 自転車本体に関する規定※令和 6 年度から

- ① 自転車の後部泥除け部分に、教員が確認しやすいように、本校の所定の駐輪証シールを貼る。
- ② 通学で使用する自転車の大きさは、無理に駐輪すると他の自転車や設備に損害を与えるため、本校の駐輪場の機械に収まる大きさである。
- ③ 駐輪の際に必ず鍵をかける。
- ④ 自他の生命尊重のため、安全運転するために車体本体の整備を励行する。
- ⑤ 駐輪場で自立できない、ライトがつかない・ブレーキが効かないなど、安全に使用できない自転車では、通学できないことを理解している。
- ⑥ 上記及びその他自転車本体に関して、教員の指示に従うことができる。

(3) 自転車通学をするには以下の手続きが必要です。

3 月の入学準備前説明会で配付した「自転車通学許可願」に必要事項を記入して、担任の先生へ渡す。※自転車通学は駐輪場の許可シールをもらってから通学できます。

(4) 駐輪証シールを発行してもらうためには

- (ア) 前述の規定に従ってください。※【注意】原則として、学校から徒歩15分圏内（およそ1.5km）だと、許可されない場合があります。
- (イ) 自転車通学に関するガイダンスを受ける必要があります。
- (ウ) 自転車賠償保険に加入する必要があります。（保険期間に注意すること）
- (エ) 自転車用のヘルメットを着用する必要があります。

(5) 駐輪証シール発行時に以下の安全点検を受けてください。

なお、この点検を受けない場合や従えない場合にはシールの発行はできません。

- 自転車本体の安全点検（ブレーキ・ライト・反射板等）
- 防犯登録の確認（許可願の記載事項）
- シールを自転車後部の泥除けの貼付
- ヘルメットの着用。
- 無理に自転車を入れない。※隣の自転車や駐輪場に損害を与える危険があります。
- 駐輪場の機械に収まる大きさである。

(6) シール発行後の注意

- (ア) シールの再発行（自転車が変わる場合・許可証の紛失等）は、その旨理由申し出て所定の届け出方法に従って行います。
- (イ) 自転車通学を取りやめる場合には速やかに申し出てください。
- (ウ) シールの不正使用はしないでください。
- (エ) シールの有効期間：発行年度の3月末日または年度内の保険の有効期限までです。

(7) 駐輪場について

- (ア) 自転車は校内駐輪場の学校が指定した場所に止め必ず鍵をかけてください。
なお、指定された場所以外に駐輪してある自転車については撤去・許可取り消しを行うことがあります。
- (イ) 駐輪場の場所は、駐輪シールの番号の場所に駐輪してください。
- (ウ) 駐輪場に自転車を置きっぱなしにしないでください。
- (エ) 既定のシールが貼られていなかったり、指定された場所に停めていないことがわかった場合、指導の対象となります。

(8) その他 ※必ず守ってください。

- (ア) 安心・安全な学校生活を送るために、自転車通学及び自転車本体に関する教員の指導には必ず従ってください。
- (イ) 年度途中で規定は変わることがあります。その際も教員の指導に必ず従ってください。
- (ウ) その他、不明なことがあれば、早めに生活指導部に相談してください。

3 食事について

- (1) 3部生には給食（予約制）がある。1・2部生の給食について等、詳しくは「Ⅷ 給食について」を参照。
- (2) 学校には購買・売店等はないので、他部履修、部活動、委員会活動等で食事を必要とする際には、弁当を持参するなど各自で用意すること。

※飲料の自動販売機は食堂に設置。

購入可能時間 8：30～21：20

- (3) 食事をする場所

9：00～21：05まで授業が行われているので、授業の邪魔にならないよう食事をする。下記以外の場所での飲食はできない。

場所	1階アトリウム 中庭（1階：外） 食堂（10：45～13：15）
■注意事項	※2階以上での飲食はできない。但し、水筒やペットボトルなどフタのできる容器を2階以上に持ち込んで休み時間に水分補給することは可能。 ※ゴミの分別をしっかりと行うこと。（燃えないゴミ・缶・ペットボトルは食堂前のゴミ箱に捨てる） ※アトリウム・食堂の椅子・テーブルを移動した際は必ず片付けること。

4 授業以外の時間について

- (1) 授業の迷惑や妨げをしないよう、授業以外の時間に居られる場所が決められている。生徒全員が同じ環境のもとで授業が受けられるよう、必ず守ること。

授業中の使用が可能な場所	
1階	アトリウム ・ 食堂（10：45～13：15） ・ 中庭（10：00～日没）
2階	図書館（閉館時を除く）・自習スペース（～17：45）
3階	生徒ギャラリー（考査期間は使用禁止）

- (2) 3階生徒ギャラリーは授業の邪魔にならないよう使用すること。
- (3) 使用していない教室には立ち入らないこと。
- (4) 4階緑化スペースには立ち入らないこと。

Ⅱ ホームルーム活動について

1 S H R

毎日、各部とも4時間目終了後にS H R（ショート・ホームルーム）の時間がある。4時間目の授業が終わったら必ずホームルームの教室に集まること。

S H Rでは、主に諸連絡、清掃を短時間で行う。出席しなければその日は「早退」となる。

2 L H R

毎週月曜日にL H R（ロング・ホームルーム）がある。L H Rでは、行事（文化祭、体育祭など）や委員会などクラスで活動することについての話し合い等を行う。